

平成 18 年 9 月 14 日
農 林 水 産 省

平成 18 年 7 月に異物混入を確認した飼料用向け外国産米穀について

平成 18 年 7 月、政府が飼料用向けに販売した外国産米穀及び農林水産省指定倉庫に政府が保有している外国産米穀に混入が確認された「カビ状の異物」（8 月 11 日公表、7 件）について分析・同定を行った結果、全てカビ毒は検出されなかった。

このため、政府が所有し、これまでの間移動を凍結していた外国産米穀について、移動の凍結を解除した。

なお、移動の凍結の解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、7 月に異物の混入を確認した計 36 袋は全量事故品として扱い、非食用（工業用糊等）に使用することとしている。

お問い合わせ先

総合食料局食糧部消費流通課

代表 03-3502-8111

直通 03-3502-3790

担当 山崎（内線 5787）

石田（内線 5788）